別表二付表一　通算法人の防衛特別法人税控除限度額の計算に関する明細書

課税事業年度	・　・ ・　・	法人名	

防衛特別法人税額の計算	法人税額 (法人税申告書別表一「2」)	1	円	調整国外所得金額 (法人税申告書別表六(二)付表五「30」)	7	円
	法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一「3」)－(法人税申告書別表六(六)「9の㉔」＋「9の㉘」)	2		調整前控除限度額 $(5)\times\frac{(7)}{(6)}$	8	
	課税標準法人税額 ((1)－(2)－(別表一付表「4」))又は(((1)－(2))×$\frac{別表一「5」}{別表一「1」＋「2」}$)	3		(8)の金額が0を超える場合　調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表三「8の計」)	9	
	防衛特別法人税額 (3)×4%－(((法人税申告書別表六(五の二)「5の③」)＋(法人税申告書別表十七(三の六)「1」)－(法人税申告書別表一「4」)－(地方法人税申告書別表二付表一「3」×10.3%))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	4		(8)の金額が0を超える場合　調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表三「9の計」)	10	
防衛特別法人税額の合計額 (別表三「6の計」)		5		(8)の金額が0を超える場合　控除限度調整額 $(9)\times\frac{(8)}{(10)}$	11	
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (法人税申告書別表六(二)付表五「14」)		6		防衛特別法人税控除限度額 (8)－(11) (マイナスの場合は0)	12	

(用紙の大きさは、日本産業規格Ａ4)

別表二付表一　記載要領

1　この表は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第16条（第２項を除く。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「課税標準法人税額 ((1)−(2)−(別表一付表「４」))又は(((1)−(2))×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$) (3)」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　(2)に規定する加算された金額がある場合以外の場合には、「又は(((1)−(2))×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$)」を消すこと。この場合において、「(1)−(2)−(別表一付表「４」)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

(2)　当該課税事業年度の法第10条第１号に定める基準法人税額のうちに令第３条第５項第１号（令附則第２条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する税額加算規定により加算された金額がある場合には、「((1)−(2)−(別表一付表「４」))又は」を消すこと。この場合において、「((1)−(2))×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

3　「(9)」から「(11)」までの各欄は、「調整前控除限度額 (5)×$\frac{(7)}{(6)}$ (8)」の欄の金額が０を超える場合にのみ記載すること。